

公益社団法人 日本分光学会
寄付金等取扱規定

2025年1月29日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本分光学会(以下、「日本分光学会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄附金:日本分光学会の会員又は日本分光学会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ②特別寄附金:前号のほか、個人又は団体から受領する寄付金

2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 日本分光学会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特別寄附金)

第4条 日本分光学会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、日本分光学会が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、日本分光学会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び日本分光学会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合
- ⑤ 反社会勢力に係るものからの寄付と認められる場合

(情報公開)

第5条 日本分光学会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定

理 250108

等に関する法律施行規則第 22 条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び
閲覧等の措置を講じるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

本規定は、2025年1月30日から施行する。